

こむ1会 会則

【名称】

第1条 本会を「こむ1（ワン）会」と称する（以下、本会と称する）。

【目的】

第2条 本会は（公財）プラザ・コムが掲げる「ぷらざこむ1の願いと目的」^{*}に賛同し、誰もが住みやすい街や社会づくりに寄与することを目的とする。

※ぷらざこむ1の願いと目的

「すべての人にとって暮らしやすい街や社会を、ボランティアの力によってつくること。」

【活動】

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① ぷらざこむ1を核とした、つながりづくりを促進するための活動
- ② ぷらざこむ1の運営に関する主体的な活動

【事務局】

第4条 本会の事務局はぷらざこむ1内におく。

【会 員】

第5条 本会の会員は次の者とする。

- ① ぷらざこむ1を拠点にボランティア活動を実施しているぷらざこむ1登録グループ
- ② 第2条に賛同する個人またはグループ

【オブザーバー】

第6条 宝塚市社会福祉協議会ボランティア活動センターは、議決権のないオブザーバーとして本会に参画する。

【会員の役割】

第7条 会員の役割は次の通りとする。

- ① ぷらざこむ1のコミュニティづくりに参画する
- ② ボランティア活動を通じて、誰もが住みやすい社会づくりに寄与する
- ③ ぷらざこむ1の自主運営を担う

【運営委員】

第8条 本会の円滑な運営を計るため運営委員（以下、委員と称する）を選任し、運営に当たる。

【委員の選任と任期】

第9条 委員の選任は次の方法により行う。

選任する委員の定数は25名とする。その内訳はぷらざこむ1登録グループから個人の資格で出た者15名程度、ボランティア活動に理解のある個人10名程度とする。

- 2 任期は2年とする。
- 3 欠員が生じた場合は必要に応じて後任者を選任することが出来る。その任期は前任者の残任期間とする。

【役員】

第10条 本会の運営を取りまとめるために次の役員をおく。

代 表 1名 本会の運営を統括する

副 代 表 2名 代表を補佐する

代表に事故があるときは、副代表の合議により代表代行を決める

会 計	1名	本会の会計にあたる
会計監査	2名	本会の会計監査にあたる
総 務	2名	本会の庶務全般にあたる

【役員を選定】

- 第11条 役員を選定は第9条1項の委員の中から選定され、総会で承認を受ける。
2 代表は、必要に応じて、運営委員より役員を増員することが出来る。

【役員任期】

- 第12条 役員任期は2年とする。
2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3 増員により選任された役員任期は、直近の定時総会までとする。
4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

【運営委員会】

- 第13条 運営委員会は役員および委員によって構成する。
2 運営委員会は第2条の目的および第3条の活動を促進するため、代表の招集により月1回以上開催し、本会に諮るべき課題の整理・審議・決定や活動の企画立案および実務にあたる。議長は代表が務める。
3 運営委員会は必要に応じて小委員会をつくる事が出来る。
4 運営委員会の議決は出席委員の3分の2以上の賛同をもって成立する。
5 運営委員会は原則公開で行う。

【総会】

- 第14条 総会は次の事項について決議する。また総会の進行のため議長を選出する。
① 会則の承認および変更
② 役員を選任および解任
③ 活動報告および会計報告
④ 活動計画および予算計画
2 定期総会を毎年度1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。
4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。
5 本会の議案は出席者の多数の賛同をもって成立したものとす。

【会計】

- 第15条 本会の会計は次の通りとする。
① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。
② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。
③ 新年度にもかかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することが出来る。
2 年会費は1人あたり50円とする。年会費は活動者人数×50円として一括納入とする。

【附則】

- 1 本会則は平成24年8月25日から発効する。
2 平成25年8月24日に会則改定
3 平成26年8月23日に会則改定
4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。